

個人情報保護に関する法律案要綱

個人情報保護に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とすること。

(第一条関係)

二 定義

1 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいうものとする。

(第二条第一項関係)

2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、特定

の個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、及び特定の個人情報情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいうものとする事。

(同条第二項関係)

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいうものとする事。ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及びその取り扱う個人情報情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者を除くものとする事。

(同条第三項関係)

4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報情報をいうものとする事。

(同条第四項関係)

5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいうものとする事。

(同条第五項関係)

6 個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならないものとする事。

(第三条関係)

第二 国及び地方公共団体の責務等

一 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有するものとする事。

(第四条関係)

二 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に依りて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有するものとする事。

(第五条関係)

三 政府は、国の行政機関及び独立行政法人等について、それらの保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする事。

(第六条第一項及び第二項関係)

四 政府は、三に定めるもののほか、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の

保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする事。

(同条第三項関係)

第三 個人情報の保護に関する施策等

一 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、施策の推進に関する基本的な方向その他必要な事項について、個人情報の保護に関する基本方針を定めなければならないものとする事。

(第七条関係)

二 国は、地方公共団体の施策及び国民又は事業者等の活動を支援するために必要な措置並びに事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする事。

(第八条―第十条関係)

三 地方公共団体は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずる事に努めるとともに、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置並びに事業者と本人との間に

生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(第十一条―第十三条関係)

第四 個人情報取扱事業者の義務

一 利用目的の特定

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならぬものとし、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならないものとする。

(第十五条関係)

二 利用目的による制限

個人情報取扱事業者は、法令に基づく場合その他一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないものとする。

(第十六条関係)

三 適正な取得

個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないものとする。

と。

(第十七条関係)

四 取得に際しての利用目的の通知等

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、一定の場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならないものとする。

(第十八条関係)

五 データ内容の正確性の確保

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならないものとする。

(第十九条関係)

六 安全管理措置等

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないものとし、その従業者及び委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

(第二十条―第二十二条関係)

七 第三者提供の制限

1 個人情報取扱事業者は、法令に基づく場合その他一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得な

いで、個人データを第三者に提供してはならないものとする。

(第二十三条第一項関係)

2 個人情報取扱事業者は、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、一定の事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、1の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができるものとする。

(同条第二項関係)

3 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合その他一定の場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しないものとする。

(同条第四項関係)

八 保有個人データに関する事項の公表等

1 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、すべての保有個人データの利用目的その他の事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならないものとする。

(第二十四条第一項関係)

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求め

られたときは、一定の場合を除き、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならないものとする
ること。
(同条第二項関係)

九 開示

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、一定の場合を除き、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示
しなければならないものとする
こと。
(第二十五条第一項関係)

十 訂正等

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという
理由によって当該保有個人データの内容の訂正等を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲
内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行
わなければならないものとする
こと。
(第二十六条第一項関係)

十一 利用停止等

1 個人情報取扱事業者は、本人から、二又は三に違反しているという理由によって、当該本人が識別

される保有個人データの利用停止等を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、一定の場合を除き、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならないものとする。こと。
(第二十七条第一項関係)

2 個人情報取扱事業者は、本人から、七に違反しているという理由によつて、当該本人が識別される保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、一定の場合を除き、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならぬものとする。こと。
(同条第二項関係)

十二 個人情報取扱事業者による苦情の処理

個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努め、その目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならないものとする。こと。
(第三十一条関係)

十三 勧告及び命令

1 主務大臣は、個人情報取扱事業者が一定の義務に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を

是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができるものとする。

(第三十四条第一項関係)

2 主務大臣は、1による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(同条第二項関係)

十四 主務大臣の権限の行使の制限

1 主務大臣は、個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならないものとする。

(第三十五条第一項関係)

2 1の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第六 一に掲げる者(それぞれ第六 一に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(同条第二項関係)

第五 民間団体による個人情報の保護の推進

一 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として業務の対象となる個人情報取扱事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理等の業務を行おうとする法人は、主務大臣の認定を受けることができるものとする事。

(第三十七条関係)

二 認定の基準、認定の取消し等認定に関し、必要な規定を設けるものとする事。

(第三十八条―第四十条、第四十八条関係)

三 一に規定する認定を受けた団体（以下「認定個人情報保護団体」という。）が行う業務に関し、必要な規定を設けるものとする事。

(第四十一条―第四十四条関係)

四 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならないものとする事。

(第四十五条関係)

五 主務大臣は、必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、業務の実施の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることが出来るものとする事。

(第四十七条関係)

第六 雑則

一 個人情報取扱事業者のうち報道機関（報道を業として行う個人を含む。）、著述を業として行う者、学術研究を目的とする機関若しくは団体等、宗教団体又は政治団体については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ報道の用に供する目的、著述の用に供する目的、学術研究の用に供する目的、宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的又は政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的であるときは、第四及び第五の規定は、適用しないものとする。

（第五十条第一項関係）

二 一に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいうものとする。

（同条第二項関係）

三 一に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならないものとする。

（同条第三項関係）

第七 罰則

主務大臣による個人情報取扱事業者に対する命令に違反した者は処罰されるものとする。その他必要

な処罰規定を設けるものとする事。

(第五十六条―第五十九条関係)

第八 附則

一 この法律は、公布の日から施行するものとする事。ただし、第四から第七までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。

(附則第一条関係)

二 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)について、所要の規定の改正を行うものとする事。

(附則第七条関係)